

意見書

2023年2月27日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部
電気通信技術システム課 安全・信頼性対策室御中

〒151-0053
東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6階
一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
会長 久保 真
電話番号 03-5304-7511
メールアドレス info@jaipa.or.jp

「電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所		意見
該当ページ	該当する記載	
全体		電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報に関するガイドライン（案）に対し賛同します。
P6	対象事故等が発生した、又は発生すると認識した場合、指定公共機関は、やむを得ない場合を除き、事故等が発生した時点から、原則 30 分以内に初報の公表を行う。それ（指定公共機関）以外の事業者についても、 <u>これに準じて、できる限り早急な初報の公表を行う。</u>	「これに準じて、できる限り」とは指定公共機関以外の事業者については、MVNO の場合 MNO からの連絡後、固定のサービス卸先事業者にあつてはサービス卸提供元事業者からの連絡後の対応となることから原則 30 分以内の公表が困難であることをご理解いただいたことを踏まえての表現と理解します。なお、当協会会員の事業者につきましては、以前より障害時には速やかな初報の公表に努めてきたところであり、今後も引き続きそのような対応を会員に対し周知し求めていきたいと存じます。また、その他事業者が指定公共機関と遅滞なくやり取りするための取り組み・協議につき、総務省様に別途相談申し上げますので、よろしく願います。
P6-7	指定公共機関は深夜早朝を除き、少なくとも 1 時間ごとを目安に情報の更新を行う。（中略）指定公共機関以外の事業者は、 <u>これらに準じて更新を行う。</u>	「これらに準じて」とは指定公共機関以外の事業者については、MVNO の場合 MNO からの連絡および情報提供後、固定のサービス卸先事業者にあつてはサービス卸提供元事業者からの連絡および情報提供後に、更新を行うことであると理解しておりますが、当協会の会員も従来より情報の更新には努めてきているところであり、今後もガイドラインの趣旨に基づき一層の頻度での情報の更新について会員に周知し求めていきたいと存じます。また、MVNO/固定のサービス卸先事業者が MNO/固定のサービス

		<p>卸元事業者と更新情報を遅滞なくやり取りするための取り組み・協議につき、総務省様に別途相談申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>P9</p>	<p>指定公共機関は、監督官庁である総務省に対しては原則 30 分以内に連絡、総務省以外の機関に対しては、初報の公表後速やかに連絡する。</p> <p>指定公共機関以外の事業者は、<u>これに準じて</u>連絡する。</p>	<p>「これに準じて」とは指定公共機関以外の事業者については、MVNO の場合 MNO からの連絡および情報提供後、固定のサービス卸先事業者にあつてはサービス卸提供元事業者からの連絡および情報提供後が原則 30 分以内に行われることから、これらの場合は原則 30 分以内の連絡は困難であることをご理解いただいたことを踏まえての表現と理解します。当協会の会員の事業者につきましては従来より総務省様への速やかな連絡、報告等に努めております。今後も本ガイドラインの趣旨に則り、一層速やかな連絡に努めるよう周知案内していきたいと存じます。なお、指定公共機関以外の MVNO/固定のサービス卸先事業者については、警察、消防本部、海上保安庁の緊急通報受理機関等総務省様以外の機関については通常連絡等を行っていないのではないかと存じますが、これらの事業者が提供する緊急通報サービスは MNO/卸元事業者のサービス卸を利用している関係上独自設備の障害によるサービスへの影響は考えにくく、MNO/固定サービス卸元からの報告で足りると考えます。また、上記同様 MVNO や固定のサービス卸先電気通信事業者が総務省様に対し「これに準じて」「初報の公表後速やかに連絡する」ためには、指定公共機関からの速やかな通知および情報提供が不可欠であることから、それらその他通信事業者が指定公</p>

		共機関である事業者と遅滞なくやり取りするための取り組み・協議につき、総務省様に別途相談申し上げますのでよろしくお願い致します。				
P17	公衆フリーWi-Fiサービス「00000JAPAN」も、IDやパスワードの入力なく無料でご利用いただけます。	<p>「00000JAPAN」については必ずしも全利用者に認知され浸透されているとは限らないため、説明を加えることが必要と考えます。平成30年7月豪雨に際し、総務省様から案内された内容を踏まえ下記のような表現を例とされてはいかがでしょうか。</p> <p>「災害時に被災者等がインターネットに接続できるよう通信事業者等が公衆無線LANのアクセスポイントを無料で開放する「00000JAPAN」(ファイブゼロ・ジャパン)も、IDやパスワードの入力なく無料でご利用いただけます。」</p>				
P19 別紙2	<table border="1"> <tr> <td>データ通信</td> <td>携帯電話におけるインターネットサービス</td> </tr> <tr> <td>インターネット</td> <td>固定のサービスにおけるインターネット接続のための回線を提供するサービスの総称(光アクセスサービス、ADSL等)</td> </tr> </table>	データ通信	携帯電話におけるインターネットサービス	インターネット	固定のサービスにおけるインターネット接続のための回線を提供するサービスの総称(光アクセスサービス、ADSL等)	データ通信が携帯電話におけるインターネットサービスを指し、インターネットが固定のサービスにおける回線サービスの総称という定義は、電気通信サービスにおける障害発生時の周知・広報で使用する用語としては、一般の用語の理解からはずれている感じがあります。
データ通信	携帯電話におけるインターネットサービス					
インターネット	固定のサービスにおけるインターネット接続のための回線を提供するサービスの総称(光アクセスサービス、ADSL等)					